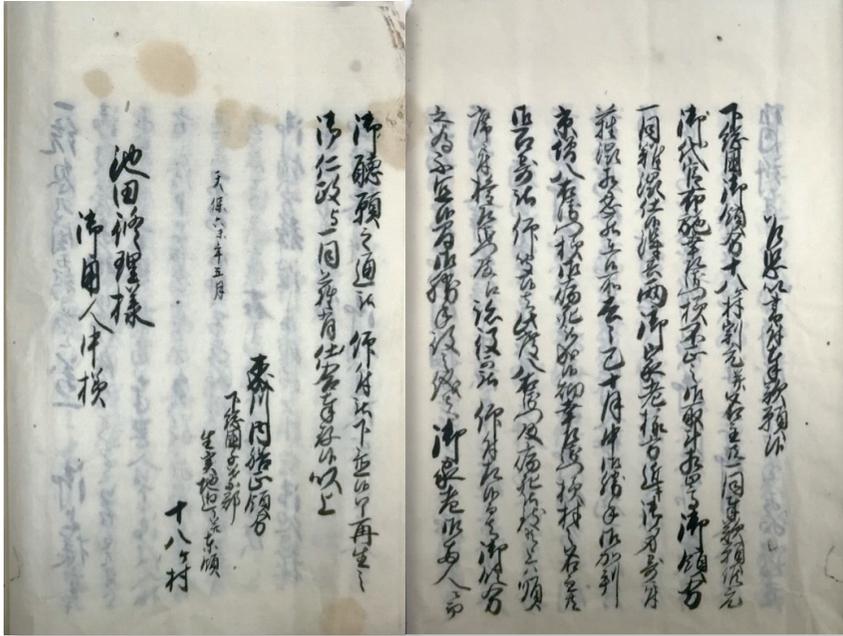


生実藩と藩領の村々

ここでは、江戸時代で唯一、現在の千葉市域に藩庁（陣屋）があった藩Ⅱ生実藩を取り上げます。天保飢饉に社会が動揺する中、藩役人と村々の思惑が絡んで生じた事件を入口に、生実藩がどんな藩だったのかを探ります。



上〔代官不正追及一件歎願書〕(天保6年 鶴田博幸家文書)

【みる】上「代官不正追及一件歎願書」

譜代大名森川氏が治めた下総国生実藩（一万石）は、江戸時代で唯一、現在の千葉市域に藩庁（陣屋）が所在した藩です。同藩は、現市域に石高七〇〇〇石に及ぶ村々を領していました。

上の文書は、天保六年（一八三五）五月、藩領の一八か村（地廻り・東領）が、旗本池田修理の御用人中に宛てて提出した嘆願書です。書面
で村々は、藩の代官・布施幸左衛門罷免の経緯を説き、用人・京僧権左衛門の「御勝手役」(＝藩財政担当用人)任命を求めています。被支配者である村々は、「直訴」「強訴」が発生する領内の状況に対し、藩主の「仁政」による領内の静謐を望むとともに、支配者である藩重役の人事（選任）にまで意見表明したのです。

緊迫する藩領の様子、支配者たる藩内部の動揺と対応、村々の葛藤と藩政への関わりを総合的に読み取れるこの史料を手がかりに、当時の生実藩・藩領村々の様子を探ってみましょう。

【よじ】嘆願書が語る事件の経緯

天保四年（一八三三）八月、関東地方は大風雨に見舞われました。奥羽の凶作も重なって、米価は高騰し、各地で餓死者が発生し始めます。天保の飢饉が始まったのです。幕府や藩の対策は効果があがらず、大塩平八郎の乱をはじめ、各地で騒動が起こり、社会の秩序は大いに混乱、動揺しました。

生実藩領でも、名主追及事件が立て続けに起こるなど、不穏な情勢が生じ始めます。こうしただ中で天保四年一〇月、藩の用人で「御勝手役」に任じられていた京僧八右衛門が病気で死去。藩財政を担当する勝手役を空席にしておくわけにはいきません。順当に行けば、跡役は、もう一人の用人・京僧権左衛門でした。



『文政武鑑』
（『江戸幕府大名武鑑編年集成』15）

文政13年刊。家老氏家平馬・同藤左衛門、用人京僧八右衛門・同権左衛門らの名が見えている。

ところが、この勝手役人事に待ったをかけようとする人物が現れました。藩の代官・布施幸左衛門です。時の家老（氏家平馬・同藤左衛門）と縁戚関係にあった布施は、専ら両家老が勝手役の職務担当となるよう、京僧の勝手役就任阻止を画策したのです。布施は、村々の名主たちを呼び出し、京僧氏が勝手役になるのは藩領のために良くないから、両家老が担当してほしいとの願書を差し出すようにと指示します。この依頼に驚いた名主たちは、無理やり願書に押印させられるに至って、逆に布施の年来の不正を藩の用人（京僧の他三名）に訴え、布施への「慎隠居」の処分を引き出したのでした。

ところが、隠居した布施は、「犬同前の名主ども、今に可被成御覧」（犬同然の名主どもめ、今に見ておれ）との文言入りの書簡を北生実村の有力者（篠崎）三左衛門に送りつけたのです。これに名主たちは恐怖し、退役を願い出ようとしてします。海野伴右衛門が諸事穩便に取り計らうと約し、名主たちも一旦は引き下がりました。しかしその後、海野は名主らの訴えに一切耳を貸さず、かえって惣代の者どもを呼び出して悪人を尋問するかの体で接する有様で、京僧の勝手役任命も行われないうままでした。

生実陣屋・上屋敷への「直訴強訴」などの変事が起こり、野田村無宿太兵衛を張本とする「奸曲の者共」が増長して、小前百姓たちも悪事

に染まり、村々は騒動に及ぶばかり、このままでは領内の静謐は望めない。下から藩役人の人事に口出しするのは「失敬」だが、手をこまねいて上様（藩主）の役動めに差し支えるような事態を招いては、かえって名主身分の「不忠」に当たる。名主たちはこう考えて、京僧権左衛門の勝手役任命が実現するよう、森川氏と縁戚関係にあったと思われる旗本池田修理に願い出たのです。

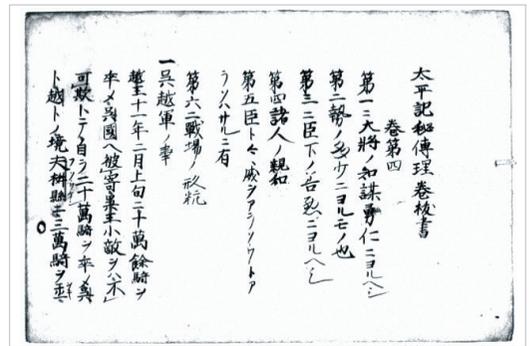
天保年間の生実藩領村々の不穏な状況下、家老・用人・代官・名主・小前百姓・無宿者らの入り組んだ対立が生じ、旗本まで巻き込んだ人事件問題が生じたことが分かります。生実藩政は、藩主から無宿者までの諸階層の行動と葛藤の総体として展開していたと言えるのです。

【よじ】生実藩と藩領の村々

下総国生実藩は、譜代大名森川氏が代々藩主となった一萬石の小藩です。寛永四年（一六二七）に森川重俊が、下総・上総・相模国のうちで一萬石を領する譜代大名となり、北生実村に陣屋を構えて藩領を支配したことに始まります。重俊は、慶長二年（一五九七）以来、徳川秀忠に近侍して頭角を現し、政治情勢による浮沈を経ながら、大名となった翌年には老中にも登り詰めた人物です。同九年に秀忠が没すると、関係が深かった重俊は殉死して生涯を終

えました。以後、森川氏は、四代俊胤・八代俊知・九代俊民が若年寄に就任する一方、幕末の一二代俊方まで領知の変更なく、生実藩を治めました。

藩祖・森川重俊が徳川秀忠らに重用され、生実藩の基礎を築けたのは、なぜなのでしょう。ここでは、従来あまり注目されてこなかったこととして、重俊の教養に目を向けてみましょう。戦国の世が終わりを告げる中、重俊は統治のあり方を自ら学ぶ姿勢を持っていました。そのことをよく示しているのが、重俊自筆の「太平記秘伝理卷拔書」（森川家文書二六一）・「太平記拔粹写」（同四三〇）の存在です。「太平記評判秘伝理尽抄」という『太平記』の注釈本は、泰平の世の統治のあり方を記した書物として、時代をリードする為政者層に注目された本だったからです。そんな重俊の関心は「後選拾遺」（『後選和歌集』カ、森川家文書二五九）などの歌書にも及んでいました。「台徳院様（二代將軍・徳川秀忠）御真筆歌之切レ」、「井上河内守様御歌二通」などが森川家に伝えられ（「惣目録」同二七九、「入日記」同二八一）、重俊が茶の湯を通じて幕閣・譜代大名らと交流したことも知られています。こうして、太平記から和歌・茶の湯などの文事に及んだ重俊の関心は、生実藩の統治はもちろん、幕府内での重俊の立場を固めることにも寄与したものと推定されるのです。



『太平記秘伝理卷拔書』
（森川家文書 千葉県文書館収蔵 許可番号3-県-12）
包紙に「重俊院様御手跡三冊」とある。森川重俊の自筆本として代々森川家に伝えられた。

文事への関心は、二代藩主・重政、三代・重信にも継承されていきました。森川家文書に残る重政自筆の歌書、重信筆写の『古今和歌集』『伊勢物語』等がそれを物語ります。重信は、元禄三年（一六九〇）成立の『土芥寇讎記』で、「文道を学び、武法を好み、行跡は悠々として礼儀正しく、怒らずおごらず、臣下の諫言を許容して、忠孝を旨とし、民を憐れむ、誉れある将である。多方面にわたる善行が知られる善將といふべきだ」と高い評価を受けています。

このような藩主森川氏の治世を支えたのが、一六〇名余に及ぶ家臣団でした。領知を与え

られた知行取りの家臣十数家（知行高五〇〇、一七〇石余）が役職を通してその中核となりました。

家臣団の職制については不明な部分も多くありますが、家老（二〜三名）と用人（二〜四名）が藩運営の中心となり、その下に書役・同見習・御用部屋小間使などの役職が置かれて記録や雑務等にあたりました。家臣団の編成・統制には、物頭・番頭・徒士頭などがあたり、領内統治の役職としては、郡代・代官、留守居・留守居添役等が置かれました。また、近習・祐筆・側用人・取次・両御納戸・御刀番等が藩主に近侍し、藩主が幕閣に任じられた際には公用人・公用所書役などが執務を支えました。御城使（江戸留守居）も江戸藩邸の主要役職でした。

元禄九年には「御代官 服部加太夫・四宮閑之丞」「御勝手御用人 門叶伊左衛門・氏家団助・京僧惣右衛門」「御家老 武久貞右衛門・門叶猪太夫・青木七郎左衛門」の署名が見られ（「重俊院御寺領写」森川家文書二八〇）、財政担当の用人（「御勝手役」）も含めて、元禄年間には、家臣団の職制が確立していたと見られます。次に藩領の村々に目を向けてみましょう。生実陣屋を取り巻き、藩領の中心を構成した村々が、「地廻り領」下総国千葉郡の一八（のち一九）か村でした。北生実・南生実・村田・浜野・有吉・小花輪・（椎名上郷）大金沢・（同下

郷)谷津・(同)駒崎・(同)刈田子・古市場・(椎名上郷)落井・(同)小金沢・(同)富岡・(同)室「茂呂」・(同)中西(相給)・平山・遍田・野田の各村が地廻り領にあたります。

さらに、九十九里浜沿岸等に位置する「東領」として、下総国匝瑳郡尾垂村、上総国武射郡屋形村(以上、横芝光町)・同国長柄郡長谷村(茂原市)も藩領を構成しました。天保七年(二八三六)に村田村で起きた村方騒動の際、屋形村長左衛門らが内済にあたり、藩から褒詞を受けるなど、東領は飛び地ながら、地廻り村々とある程度一体性を持っていたことがうかがえます。

これらに相模国の五か村を加えたのが、生実藩一萬石で、寛永四年以来若干の異動はあるものの、基本的に藩領のまま幕末に至りました。

村々のうち、生実藩森川家の陣屋が所在し、地廻り領村々の総代表格である割元名主が置かれていたのが、北生実村です。村内約二〇〇軒の半数以上が農間余業や職人稼ぎを生業とし(天保一四年)、都市的要素が大きく、「極小の城下町」とも言われる、藩領の中核的な村です。

北生実村で一八世紀半ばまで割元名主を勤めていたのが、篠崎三左衛門家です。村内実力者だった同家は、地廻り領の地域運営に大きな役割を果たしましたが、明和七年(一七七〇)の割元名主退役後は、徐々に武士的性格を強め、

天保四年には上納金により大小姓格・五人扶持となり、「家中分限帳」(弘化二年(一八四五))にも記載されました。代官布施幸左衛門は、藩士に列した三左衛門に、心中を吐露する書簡を送ったのです。

享和四年(一八〇四)からは、三左衛門隣家の篠崎弥兵衛が割元名主に就任します。弥兵衛も、他村に多くの田畑が渡り潰れ百姓の増加傾向が見られた南生実村立て直しに三〇〇両を拠出するなど、積極的に地域運営に携わりました。その一方で、天保年間頃からの上層農民同士の激しい争い、上層農民と一般小前百姓層との



北生実村絵図中心部分

(森川家文書 千葉県文書館収蔵 許可番号3-県-12)

中央に森川氏の陣屋(藩庁)、森川家の廟所がある重俊院、家々が軒を連ねる「町並」等がある。

厳しい対立に巻き込まれてもいきます。天保五年には、北生実村名主幸右衛門が弥兵衛らを江戸上屋敷に訴え、翌年には拠出金三〇〇両をめぐって小前百姓らが南生実村名主小兵衛を追及する事件が起こっているのです。

この名主追及事件は、文政二年(一八二八)に藩命により南生実村が上納した御用金五〇両の扱ひも一因でした。そこで生実藩は天保飢饉後、救金(天保八年)・困穀(同九年)・孝行者や農業出精者らへの下賜(同一年)・施行者への褒詞等の策を施しましたが、領内の状況は必ずしも藩の望む方向には向いませんでした。天保一〇年には東領高田野の開発をめぐる網戸村百姓彦兵衛が駕籠訴を執行、同一四年に有吉村組頭追及一件、生実地廻り領助郷騒動が発生。弘化二年、北生実村百姓による幕府への越訴、藩領内からの無名の越訴と続き、同三年には野田宿助郷騒動が起こるなど、村方騒動が頻発し、幕閣らへの「駕籠訴」「駆込訴」も続いたのです。こうして君主の「仁政」による領内の静謐が切実に求められる状況は幕末まで継続していったと言えるでしょう。

冒頭で紹介した嘆願書は、近世後期の生実藩で生じた動揺と、それに直面した諸階層の行動と葛藤とをよく映し出したものだったのです。